

小田原市監査委員公表第8号

平成29年10月26日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 木村正彦

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成29年7月10日付け監査第15号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	小田原市学校給食会補助金の事務において、額の確定に係る事務を行っていなかった。(学校安全課)	当該事務については早急に処理し、補助金の額の確定を行った。 事務処理に当たっては、基準や要綱等と照らし合わせ、確認しながら進めてまいりたい。
2	職員駐車場としての行政財産目的外使用許可を平成28年4月1日から1年間としているが、条例の規定により1年分の使用料を使用期間の初日から起算して30日以内に納入させるべきところ、納期を平成28年4月28日及び平成28年10月31日の2回に設定していた。(環境事業センター)	条例では使用料については月額とされ、また、使用料は還付しないとされていることに鑑み、臨時職員の雇用形態(6ヶ月)から半年ごとに納期を設けたが、行政財産目的外使用許可の期間を雇用形態にあわせた期間に改めることとする。
3	表敬用の手土産を交際費ではなく需用費で購入するなど、不適当な科目による支出が見受けられた。 (企画政策課)	今後の執行にあたっては、その性質を見極めて、適切な科目により支出する。

4	<p>前回監査で契約書約款に定められた現場代理人の選任等の通知の未受理について指摘したところ、平成28年度は約款に従い確実な受理を実施するとの措置状況の報告を受けたところであるが、提出を受けていなかった。</p> <p>(環境保護課)</p>	<p>平成28年度の定期監査による指摘を受けて以降に契約を締結したものについては、現場代理人の選任が必要な契約は、契約の締結とともに現場代理人選任届の提出を受け、現場代理人の選任が必要でない契約は、契約書の約款から現場代理人の条項を削除して対応している。</p>
---	---	---